

令和8年度 利根沼田地域 SNS プロモーション強化業務 仕様書

1 業務の名称

令和8年度利根沼田地域 SNS プロモーション強化

2 委託業務の目的

利根沼田地域（以下「当地域」という。）の一般住民を対象に、スマートフォンを用いた写真・動画の撮影及び編集スキルの向上を図る実践型講座を実施することにより、住民視点による継続的な SNS 等での情報発信を促進させ、SNS を活用した当地域の認知度向上及び来訪意欲の喚起を目的とする。

3 事業実施期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

4 委託業務内容

(1) 講座の運営管理等

- ・当地域の一般住民が SNS を活用した情報発信を行えるよう、スマートフォンを用いた写真・動画の撮影及び編集スキルの向上を図る実践型講座を、事業期間内に4～6回程度開催すること。
- ・各講座の受講者は15～20人程度を想定しており、同一の者を対象とした継続的な講座でなくても良いものとする。
- ・講座内容は各回とも「旬」にちなんだテーマとし、当地域の観光資源や飲食店等を撮影し、実際に訪問したくなるような投稿内容に仕上げられるものとする。また、Instagram 等の主要 SNS の最新アルゴリズムを意識した内容とすること。
- ・講師には、現役インフルエンサーを招聘すること。
- ・当地域の認知度向上に資するよう、全講座共通の独自ハッシュタグを設定し、SNS 上で見つけやすくなるような工夫をすること。
- ・上述の目的を達成するため、講座終了後も継続的な発信ができる仕組みやフォローアップ体制等を構築すること。

(2) 撮影場所の選定・調整等

- ・講座は座学のみ限定せず、当地域の観光資源や飲食店等へ実際に出向き、参加者が撮影・編集を行う内容とすること。
- ※詳細は受託者の決定後に群馬県と協議し、決定すること。

(3) 受講者へのフォローアップ

- ・各講座の受講者に対し、1人あたり1回以上のフォローアップを実施し、継続的な投稿を促すこと。なお、フォローアップの方法は対面・オンラインを問わない。
- ※本仕様書のフォローアップとは、投稿の有無を確認するだけでなく、講座終了後に受講者が自ら撮影・投稿した内容を確認し、改善点の助言や質問対応を行うことで、習得したスキルの定着と継続的な実践を支援する活動を考えています。

(4) 広報媒体等の制作・講座の周知

- ・受講者を募集するための周知用リーフレットを A4 版片面 1 枚で作成すること。
- ・周知用リーフレットのデザインと統一感のあるもので、県ホームページや SNS で講座を周知するための画像（JPEG または PNG）を制作すること。
- ・このほか、効果的な広報施策があれば提案すること。

(5) 報告書の作成

- ・本業務（広報を含む講座の運営管理、フォローアップ等）の実施内容、成果、課題、今後の展望等をまとめた報告書を提出すること。
- ・報告書は、群馬県が次年度以降の施策検討に活用できるよう、定量的・定性的な評価を含む内容とすること。
- ・なお、本業務の実施内容については、開催日時・場所・参加者数・講師情報・講義内容に加えて、参加者に対するフォローアップの実施状況及び結果を記載するものとする。また、全体アンケート結果や投稿分析等についても、あわせて報告書に記載するものとする。

5 事業スケジュール（予定）

- (1) 開催にあたって必要な事項の調整：令和 8 年 5 月
- (2) 講座の開催：令和 8 年 6 月～令和 9 年 2 月（全 4～6 回）
- (3) フォローアップ：令和 8 年 6 月以降 随時

6 成果物

全ての成果物については、電子データをメール等で提出するものとする。

- ・画像データ
- ・講座で使用した資料（配布資料、スライド等）
- ・アンケート結果
- ・報告書

7 留意事項

- (1) 業務遂行にあたり各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。
- (2) 本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置すること。この際、人件費、交通費、宿泊費、各種謝金及びその他必要な費用は、全て契約金額に含める。
- (3) 業務遂行にあたり、何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに群馬県に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。

8 事業実施計画書の提出

契約締結後、速やかに事業実施計画書を提出すること。

9 業務完了報告書の提出

業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

10 その他

- ・ 契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて群馬県と受託予定者で細部を打合せの上、締結する。
- ・ 業務を効果的に推進するため、業務の一部を第三者の事業者にも再委託することができる。その場合は、群馬県にあらかじめ書面で報告するものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、都度協議により決定する。
- ・ 本事業を進める際は、群馬県と十分な協議を行うものとする。
- ・ 本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
- ・ 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・ 災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
- ・ 本事業に関する著作権は、原則として群馬県に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識や技術に関する権利は受託者に留保するものとするが、詳細は委託者と受託者で別途協議する。